



## 港長公示第2-6号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年4月27日

京浜港長



### 京浜港横浜区第2区及び第5区内の新本牧ふ頭建設工事区域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第2区及び第5区内の新本牧ふ頭建設工事区域において新本牧ふ頭建設工事が開始されることにともない、船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶及び海上保安庁巡視船艇はこの限りではない。

なお、港長公示第1-13号（令和元年11月5日）は、令和2年5月15日午前零時をもって解除する。

#### 記

##### 1 期 間

令和2年5月15日から当分の間

##### 2 区 域 (別図参照)

次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた海域  
(世界測地系)

- イ 北緯35度26分24秒、東経139度41分21秒
- ロ 北緯35度26分27秒、東経139度41分24秒
- ハ 北緯35度26分31秒、東経139度41分28秒
- ニ 北緯35度26分26秒、東経139度41分36秒
- ホ 北緯35度26分20秒、東経139度41分44秒
- ヘ 北緯35度26分15秒、東経139度41分52秒
- ト 北緯35度26分10秒、東経139度42分00秒
- チ 北緯35度26分03秒、東経139度42分02秒
- リ 北緯35度25分56秒、東経139度42分05秒
- ヌ 北緯35度25分49秒、東経139度42分07秒
- ル 北緯35度25分42秒、東経139度42分10秒
- ヲ 北緯35度25分35秒、東経139度42分12秒
- ワ 北緯35度25分28秒、東経139度42分15秒
- カ 北緯35度25分21秒、東経139度42分17秒
- ヨ 北緯35度25分19秒、東経139度42分08秒

タ 北緯 35 度 25 分 17 秒、東経 139 度 41 分 58 秒  
レ 北緯 35 度 25 分 14 秒、東経 139 度 41 分 49 秒  
ソ 北緯 35 度 25 分 12 秒、東経 139 度 41 分 39 秒  
ツ 北緯 35 度 25 分 13 秒、東経 139 度 41 分 31 秒  
ネ 北緯 35 度 25 分 21 秒、東経 139 度 41 分 28 秒  
ナ 北緯 35 度 25 分 29 秒、東経 139 度 41 分 25 秒  
ラ 北緯 35 度 25 分 36 秒、東経 139 度 41 分 22 秒  
ム 北緯 35 度 25 分 44 秒、東経 139 度 41 分 20 秒  
ウ 北緯 35 度 25 分 52 秒、東経 139 度 41 分 17 秒  
ヰ 北緯 35 度 25 分 53 秒、東経 139 度 41 分 14 秒

### 3 標識（別図参照）

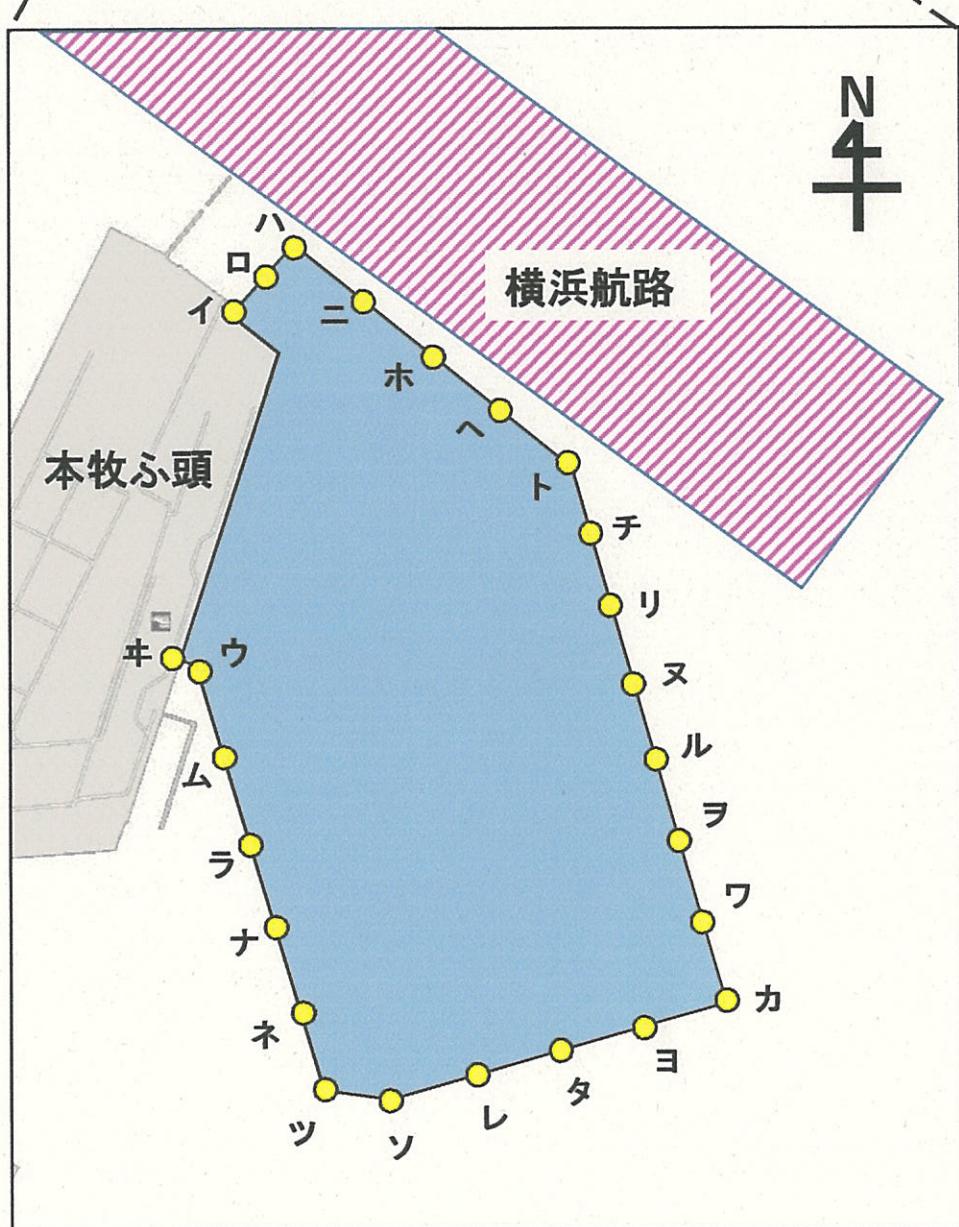
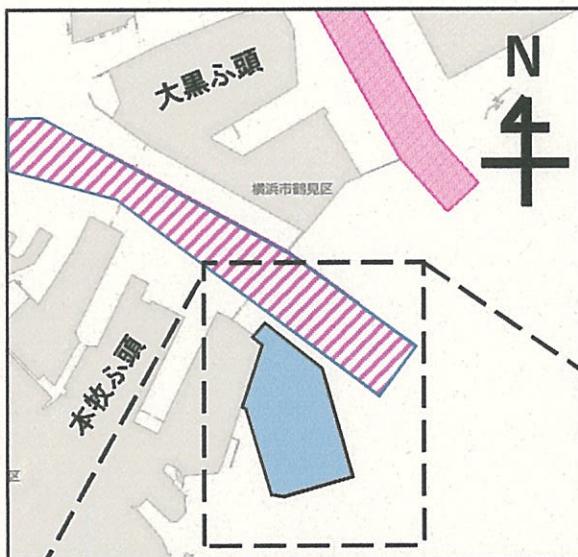
上記 2 のロからウの各地点に黄色灯付灯浮標が設置される。

上記 2 のイとヰの地点に黄色灯付灯標が設置（陸上部）される。

### 4 備考

工事区域周辺には「警戒船」の看板及び青色閃光灯を点灯（夜間）した警戒船が昼夜間配備される。

別図



 航泊禁止区域  
 黄色灯付灯浮標